

学校法人群馬育英学園 行動計画

本学園では、次世代育成支援対策推進法に則り、以下の行動計画を策定する。

職員が仕事と子育て環境の両立ができるように、生活の調和を図り職員全体が個人の持つ能力を発揮し、健康で働きやすい職場環境を作るための行動計画とする。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

2. 内容

| |
|--|
| 目標 1 育児に関する休業休暇を取得しやすい環境を整え、計画期間内の 関連休業休暇取得率を 男性80%以上、女性90%以上にする。 |
|--|

《対策》

- ◎ 2026年 4月～ 育児休業制度その他利用可能な休暇制度について、職員に周知する。
- ◎ 2026年10月～ 管理職の意識改革に向け、育児休業制度に関する研修を実施する。
- ◎ 2027年 4月～ 定期的なフォローアップをする。新任管理職へ研修実施。

| |
|-------------------------------------|
| 目標 2 時間外勤務削減のために、計画期間内にノー残業デーを導入する。 |
|-------------------------------------|

《対策》

- ◎ 2026年 4月～ 学内での運用検討開始
- ◎ 2026年10月～ 試験的に一部部署でノー残業デーの実施 及び 問題点の再検討
- ◎ 2027年 4月～ ノー残業デーの実施。管理職の研修および職員に周知する。